

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度 (厚生労働省)

今般、障害者雇用の促進や安定に関する優良な取り組みを行う中小企業を認定する制度である「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」が創設されました。

本制度は、令和元年に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律（「障害者雇用促進法」）」に基づくもので、雇用する労働者が300人以下の中小事業主について、一定の基準を満たす場合は、厚生労働大臣から「認定」を受けることができるというものです。

認定事業主になるには、法定雇用率を達成しており、障害者雇用の取組や成果、情報開示といった認定基準項目について20点以上(特例子会社は35点以上)を得る等の要件を満たすことが条件となります。

本制度の申請に係る必要書類の提出先は、都道府県労働局もしくはハローワークです。

詳しくは下記をご確認ください。

①「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」について

<https://file.jocci.jp/ninteiseidoleaflet.pdf>

②本制度に関するプレスリリース（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12160.html